

## 地域連携センターが目指すもの

この度、初めての広報誌の発刊にあたり、皆様にご挨拶申し上げます。

市立札幌病院地域連携センターは市民の生活圏にある病院や診療所と緊密な医療連携を結び、診療機能の分担と医療資源の有効活用を図り、地域完結型医療の実現を目指して2008年4月に設置されました。

かつては、一医療機関が一患者を治るまで診ていました。しかし、現在は病気の経過や重篤度、緊急性などに応じて機能を分化・体系化した医療提供体制となっています。市立札幌病院は、多くの医療スタッフ（32診療科、197名の医師など）と最新医療機器を備えた総合病院として急性期医療を担っております。一方、長年「市立病院」に対し信頼を寄せられた患者さんが、たとえ軽症でも、慢性期でも通院しており、受診を断ることは難しい状況です。多くの医師やスタッフが揃っているとはいえ全ての疾患に対応可能なわけではなく、かつ無制限に受け入れては急性期病院としての使命が果たせなくなります。その解決策として地域の医療機関との協力・連携関係が重要となります。

私は、地域連携に最も大事なことは、お互いの医療機関が信頼できること（安心して患者を紹介しあえること＝受け入れること）、患者さんが納得・了解できることの2つであると感じております。つまり、医療機関同士、また医療者と患者の「相互信頼関係」が重要と思います。その「信頼関係の構築」の仲介が地域連携センターの仕事

地域連携センター長  
副院長  
富樫 正樹



事であると考えています。

地域連携センターの主な業務は1) 前方連携：地域の医療機関からの患者さんの紹介を受け入れ、その予約業務  
2) 後方連携：当院での治療で症状が安定し、他の医療機関での治療継続または近くの医療機関で療養管理が可能となった場合に医療機関の紹介や相談  
3) 看護相談  
4) 医療福祉相談  
5) がん相談情報提供などです。

当センターは、当初はマンパワー不足で十分な活動ができませんでした。患者の受診予約(前方連携)や転院先紹介(後方連携)を通じ、徐々に患者さんや医療機関に認知されつつあると感じております。当センターでは前述のように地域連携は重要と捉え、今年度新たに地域連携係長の1名増員と、MSWの1名増員を行いました。さらに、充実したサービスが提供できるよう努力して参ります。どうぞご支援のほどよろしくお願いいたします。また、当センターへのご意見もお寄せください。

### 患者さんの権利

患者さんは、「すべての患者さんに対して人格信条を尊重し、つねに“やさしさ”をもって診療に専心する。」という市立札幌病院の基本理念のもとに、人間としての尊厳を有しながら医療を受ける権利を持っています。

また、医療は、患者さんと医療提供者とが互いの信頼関係に基づき、協働してつくりあげていくものであり、患者さんに主体的に参加していただくことが必要です。

市民の生命と健康を守ることを使命とする市立札幌病院は、このような考え方にに基づき、ここに「患者さんの権利」を制定します。

### 患者さんの権利

1. 人格、価値観などが尊重され、医療提供者との相互の協力関係のもとで良質な医療を公平に受ける権利があります。
2. 治療等について、十分な説明と情報を受け、治療方法などを自らの意思で選択する権利があります。
3. ご自身の診療記録の開示を求め、診療の過程で得られた個人情報の秘密は守られる権利があります。
4. 研究途上にある医療に関しては、その医療を受けるかどうかを決める権利と、何らかの不利益を受けることなくいつでもその医療を拒否する権利があります。